序 北九州市都市計画マスタープランについて

- ・目的:北九州市にふさわしいまちづくりの仕組みや考え方を長期的な観点から明らかにすること。
 - 本市の基本構想・基本計画(元気発信!「北九州」プラン)が描く都市の将来像の実現に向けて、都市計画の視点から、まちづくりの将来ビジョンや都市計画の基本的な方針を明確にすること。
- ・対象区域:北九州市広域都市計画区域(予定)のうち北九州市の区域
- ・位置づけ:都市計画法 18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」および「元気発信!北九州」プランの都市整備に関わる部分の方針として定める。
 - 福岡県が定める都市計画の「整備、開発及び保全の方針」との整合を図るとともに、本市が進める都市計画の決定・変更については北九州市都市計画マスタープランに基づいて行う。
- ・目標年次: 概ね 20 年後 (2040 年 (平成 52 年))。
- ・**策定の意義**: 誰もが住みやすいまちづくり、生き生きと暮らせるまちづくり、にぎわいのあるまちづくりを実現させるための方向性を示すこと。
- ・**役割**:①都市の将来像とまちづくりの指針、②地域ごとのまちづくりを進めていくための指針、③関連する他分野の取組や、国、県、周辺市町などが行う取組と連携するための指針、 ④まちづくり全般にわたる様々な取組との連携・調整のための指針を示すこと。

第1部 改定の背景と都市の動向

第1章 改定の背景

- ・(現都市マス)経済成長と生活水準の向上、都市的な生活や社会を形成。
- ・(改定都市マス)人口減少や少子高齢化の進展を見据えた持続可能な都市づくりの必要 巨大災害・都市インフラの老朽化に対応する都市づくりの必要性。

第2章 都市の動向

- 「人口」 人口の減少、少子・高齢化が進んでいる。旧市街地での人口減少・高齢化が顕著。
 - ▶人口回復に向け、安全に生活できる、子育てがしやすい等住み良いまちづくりが望まれる。
- ・「**産業**」 工業関連分野の従事者の減少、商業・サービス業の成長が遅れている。新しい産業(環境、エネルギー等) の形成を進めている。
 - ▶主要産業である工業の再生・高度化、サービス業などの都市型産業の拡大・高度化や利便性の高い都心機能へ事業所を集積・誘導するなど働きやすいまちづくりへの取り組みが望まれる。
- ・「都市構造・都市環境」

市街地の拡大や旧市街地部の産業の空洞化、空き家の増加や旧市街地部の市街地の更新が遅れている。

- ➤街の活力、にぎわいを再生するため、無秩序な市街地の拡大抑制が望まれる。
- 「都市交通」道路ネットワークは充実してきており、公共交通の手段分担率は近年、持ち直しつつある。
 - ▶人口減少、少子高齢化に備え、公共交通の維持が望まれる。
- 「行財政」 少子高齢化に伴う福祉・医療費の増加。建築年数の高い公共施設が増加傾向。
 - ▶持続可能な都市経営のため、行政コストのマネジメントが望まれる。
- ・「防災」 防災対策への取組の充実
 - ➤ハード・ソフト面での防災対策に加え、安全な場所への居住の誘導等の取組が望まれる。

・「まちづくりにおける市民意識」

まちづくりの課題

➤ 人口減少や高齢化の進展、子どもの減少などが懸案。

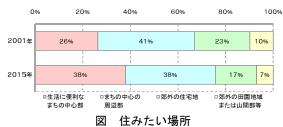
整備要望

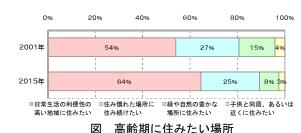
➤ 高齢者や子育て世代にも利用しやすい公共施設の整備、 災害に対する安全対策などへの要望が高い。

住みたい場所

➤ 生活に便利なまちの中心部、まちの中心の周辺部との回答が増加。

高齢期に住みたい場所 ➤ 日常生活の利便性が高い地域との回答が多い。





第3章 まちづくりの取組と達成状況

(目標1)「街なかに多くの人が住み、子供から高齢者まで安心して暮らせるまちをつくる」

- ・人口の減少は進んでいるが、相対的に街なか居住は維持。ゆとりある生活空間創出や北九州市安全・安心条例が施行され、市民等と連携した取組も進められている。
- (目標2)「産業の多様化、交流の活発化、国際化を進め、にぎわいと活力があるまちをつくる」
- ・雇用は安定している。土地の有効活用は進んでいるが、にぎわい・交流人口のさらなる拡大に向け、小倉都心等拠点における都市機能の維持増進が必要。
- (目標3)「まちの魅力とイメージを高め、住みたいまち、訪れたいまちをつくる」 ・環境分野などで、まちの魅力やイメージは、着実に向上。
- (目標4)「自然の保護や都市ストックの活用により、環境にやさしいまちづくりを進める」 ・平成20年度に環境モデル都市に選定され、大気や水質、騒音といった都市環境水準も維持。
- (目標5)「市民が主体の、参加と協働によるまちづくりを進める」
- ・自治会・町内会の加入率は減少しているが、コミュニティ活動への参加人数は増加。北九州市自治基本条例が施行され市民を主体とした自治の確立を目指した取組も進められている。

第1部 改定の背景と都市の動向

第4章 まちづくりの課題

- ・人口減少下においても持続可能な都市を維持するための「都市活力の再生」
- ➤街なかの重視
- ➤雇用の確保と産業の活性化
- ➤拠点機能の維持・向上
- ➤公共交通の維持・存続
- ▶都市活力の基盤となる街なか人口の定着
- ➤交流・ネットワークの促進、
- ▶都市ストックを活用した効率的な都市整備
- ・市民や企業の都市に対する期待やニーズの多様化、高度化に対応した「成熟社会への対応」
- ➤コミュニティや日常生活を支援する機能の強化
- ➤文化・レクリエーション等の余暇機能の充実・強化
- ➤バリアフリー、景観、快適性などの都市環境の改善・向上
- ・市民が実感できる環境に配慮したまちづくりや国際的な貢献を目指した「環境への配慮や対策の強化」
- ➤環境負荷の小さなコンパクトな都市づくり
- ➤資源循環型の都市づくり
- ➤自然保護や自然を生かした快適な都市環境づくり
- ・災害発生時における地域の自助・共助力を高めるための「災害に対する不安感への対応」
- ➤災害に強い都市づくり
- ・よりよく住み続けるための市民の試みや知恵を活かす「市民を主役とする協働の促進」
- ➤コミュニティの重要性についての共通理解の醸成
- ➤多様な担い手との協働
- ➤適切な役割分担による協働の促進
- ➤都市経営の視点

第5章 都市の役割と見直しの視点

- ・これからの時代、さらに都市に求められる役割
- ➤人口減少社会への対応
- ➤社会経済環境の変化への対応
- ➤都市の魅力や個性が問われる時代への対応
- ▶地方創生時代への対応
- ▶地球環境問題への対応
- ▶市民や企業との協働が求められる時代への対応

・見直しの視点

- ➤都市の役割と新たな時代の要請に的確に応え、実効性の高い取組を進めていくまちづくりの指針となることを目指す。
- ➤ 北九州市の基本構想・基本計画である「元気発進!北九州プラン」や福岡県都市計画基本方針との整合性を図り都市再生特別措置法の改正等の変化への対応。
- ▶都市ストックを活用した都市整備のあり方や災害に強い都市づくりなどの新たな視点を追加

平成15年3月北九州市都市計画マスタープラン ■内部環境の変化 ■外部環境の変化 【上位計画・関連計画等の策定】 【国・県の動き】 ○都市計画区域マスタープラン見直し ○景観づくりマスタープラン 変更(H22.7) (H23.4 福岡県) ○緑の基本方針 改定(H24.2) ○国土のグランドデザイン 2050 (H26.7) ○環境基本計画 見直し(H25.2) ○都市再生特別措置法の改正 ○「元気発進!北九州」プラン 改訂(H25.12) 「立地適正化計画」の制度化(H26.8) ○行財政改革大綱 策定(H26.2) ○まち・ひと・しごと創生総合戦略閣議決定 ○環境首都総合交通戦略 見直し(H26.8) ○新成長戦略 見直し(H26.11) (H26.12)○北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ○国土形成計画(全国計画)の変更閣議決定 ○公共施設マネジメント施設分野計画 (H27.8)○立地適正化計画・地域公共交通網形成計 【社会・経済動向】 画など ○人口減少・少子高齢化の進行 ○東京一極集中是正の必要性など 都市計画の方針を策定 ■都市に求められる役割 ○人口減少社会への対応 ○地方創生時代への対応 ○地球環境問題への対応 ○社会経済環境の変化への対応 ○市民や企業との協働が求められる時代への対応 ○都市の魅力や個性が問われる時代への対応 改定 北九州市都市計画マスタープラン ■見直しの視点

○都市計画の基本方針(理念や目標)や部門別の方針については、基本的なまちづくりの考え方は引き継ぎつつ、目

○広域ネットワーク(道路、港湾、空港)の波及効果を最大化する視点など本市の成長戦略を支える都市計画の明確化

標の達成状況や関連計画、社会・経済環境の変化等を踏まえて見直し 〇コンパクトシティ(街なかの重視)のさらなる実現に向けた都市計画の強化

○都市ストックを活用した都市整備のあり方や災害に強い都市づくり

第2部 都市計画の基本方針

第1章 都市計画の基本理念

・多様な主体との連携、「街なか居住」や街なかと公共交通網の連携などを進め、市民生活の向 上、活力ある産業の支援、豊かな自然環境の保全・復元など、暮らしやすい都市づくりを目指 した持続的な取組の推進により、国際社会に開かれた環境未来都市として、北九州市の発展を 未来に引き継いでいくことを基本理念とする。

多様な連携により「暮らし・産業・自然」を育む 集約型の都市づくり

~都市ストックを活かし、緑や水が豊かにまもられ、街なか※が生き生きと輝く都市をつくる~

※「街なか」は、相対的に人口や産業の密度が高く、買い物の利便性が高く、都市基盤や公共施設などが充実し、公共 交通の利便性が高い区域とします。北九州市の「街なか」では、旧5市時代から、医療、福祉、商業、公共交通(鉄 道、バス)などさまざまな生活を支える機能(施設やサービス)が多く形成されてきました。「街なか」の充実した 生活支援機能は、高齢者や子育で中の人々にとって、より大きな利点となります。

都市の規模に関する考え方

「人口」

➤ 人口の定住や転入促進を図っていくことにより、社会動態をプラスに転じさ せ、人口減少のスピードを緩めることに挑戦。

「産業」

➤ 雇用(数)の確保と労働生産性(質)の向上のため、産業振興による経済の 活性化を図り、雇用の創出やマッチングを積極的に実施。

「市街地の規模」 ➤ 市街地の面的な規模については、効率的な都市整備を図るため、原則として 拡大を抑える。

第2章 都市計画の目標と方針

目標	都市計画の方針
す	「街なか居住」を進める
まちをつくるべての市民が安心して暮らせる	○医療・福祉・商業などの施設や住居等がなるべく街なかにまとまって立地し、高齢者や障害者、子育て世帯をはじめとする多くの市民が公共交通によりこれらの施設等にアクセスできるなど、「コンパクトなまちづくり」を進めます。 ○住み良い活力あるまちづくり、環境負荷の低減、公共投資の効率化などに向けて、街なかを重視したまちづくりを進めるとともに、原則、市街地の拡大を抑制していきます。 (1)人口減少、少子高齢化に対応した「街なか居住」の促進 (2)周辺市街地における生活環境の維持 (3)市街化調整区域における開発の調整
	安全・安心なまちづくりを進める
	○すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心して生き生きと暮らすことができる共生のまちづくりを進めていきます。 ○「日本トップクラスの安全なまち」、「誰もが安心を実感できるまち」を基本に、安全・安心なまちづくりの取組を進めていきます。 (1)人にやさしいまちづくりの推進 (2)安全なまちづくりの推進

目標	都市計画の方針
	都市特性を活かした産業の立地・振興を進める 〇新たな技術と豊かな生活を創り出すアジアの先端産業都市の実現を目指して、産業振興や雇用の確保に向けたまちづくりを進めていきます。 (1)次世代産業※拠点の形成 (2)物流機能・交通ネットワークを活かした産業の立地 (3)国の経済社会の構造改革を活用した産業の振興 (※:先端産業やこれから成長が見込まれる産業)
にぎわい	街なかの産業振興を進める ○街なかにふさわしい産業の集積によって活力を高めていく都市を目指し、豊かな生活とにぎわいを生み出し、活力を高める商業・サービス業など、街の魅力や快適な生活環境を阻害しない多様な産業の振興を進めます。 (1)街なかの産業立地促進 (2)「街なか」の商業の機能強化 産業・交流の核となる拠点づくりを進める ○市民生活の向上や都市活力の増進に向けて、都心や副都心、地域拠点において、市民や産業の活
と活力があるまち	動が活発に効果的に行われるとともに、個性的で魅力ある拠点づりを進めていきます。 (1)都心・副都心の整備 (2)地域拠点の整備 街なかや臨海部の低・未利用地などの活用や再利用を進める ○将来を展望した新しい多様な産業の受け皿として、「市街地臨海部」の土地利用を進めていきます。 ○都市の再生や都市機能の再編・強化に向けて、既存の建築物や土地など都市ストックの再利用を進めていきます。 (1)市街地臨海部の活用 (2)街なかのストックの活用
をつくる	広域交通・物流拠点都市づくりを進める 〇北九州市の立地条件や優位性を生かした複合型物流拠点都市の形成を実現するため、陸、海、空の交通、産業拠点の整備とともに、それらが連携して交流を促進していく総合的な交通体系の整備を進めていきます。 (1)円滑な交通と活発な交流を支える交通ネットワークの整備(2)交通・物流基盤と連携した周辺の計画的な土地利用
	周辺都市との連携を進める 〇北九州都市圏域では、迫り来る人口減少への対策として、圏域の市町が連携し、「住みやすく、人を惹きつける圏域」を目指していきます。 ○福岡都市圏域や東九州自動車道沿線自治体、関門地域との都市間連携、地域間連携を促進します。 (1)近隣市町との連携強化 (2)福岡都市圏など広域における都市間連携強化

第2部 都市計画の基本方針

目標 都市計画の方針 快適な都市環境や景観を整え、都市の魅力とイメージを高める ○快適で魅力あるまちづくりに向けて、多様化、高度化していく都市生活への市民のニーズに的確に応 えた産業景観・自然景観の形成やさらに豊かな充実した都市生活の実現に向けた取組を進めていきま 住 (1)パノラマの緑を活かした魅力ある快適な都市環境の形成 4 (2)「環境首都の魅力」「健康・生きがい」「安全」機能の強化促進 た (3)産業景観と自然景観を活かした美しい都市景観の形成 U ま 「観光まちづくり」を進め、都市の魅力とイメージを高める ち ○都市の魅力や個性で多くの人々を引きつける"観光都市"の形成に向けて、地域ごとに特色ある歴 史、文化、産業を形成してきた街と恵まれた自然とが近接している北九州市の特性を活かし、観光を核 訪 とした都市の魅力とイメージを高める取組を進めていきます。 れ (1)北九州市=観光都市としてのブランディングによる都市イメージ向上 た (2)北九州ならではの地域資源を観光資源として磨き上げる い (3)セールスプロモーション戦略やおもてなし体制の充実 ま (4)MICE戦略 ち (5)インバウンド戦略 を つ 利用しやすい都市交通ネットワークの形成を進める ○将来の都市構造に対応して円滑な移動が行われるよう、道路交通体系の整備を進めるとともに、多 る くの人々の移動の自由を確保していくため、利用しやすく快適な公共交通の充実に重点を置いて、総合 的な都市交通体系の整備を進めていきます。 (1)持続可能な公共交通の確保 (2)幹線道路の整備 (3) 少子・高齢化社会にふさわしい多機能な道路空間の整備 都市ストックを活用した効率的なまちづくりを進める ○都市基盤、公共施設、土地資源、さらに産業集積など、北九州市の豊富な都市ストックを活用して、 新しい時代に必要な機能を加えて再生・強化することで、にぎわいづくりやまちの活性化、産業振興やコ ミュニティの再生など、環境にやさしいまちづくりを進めていきます。 ちをつ (1)ストックを活用した都市インフラ整備 (2)産業振興・コミュニティの再生 環境共生のまちづくりを進める つ ○恵まれた自然環境や公害克服の実績、高度な環境対策技術などの北九州市の特性を活かして、 るい 環境モデル都市としての低炭素社会の実現や、生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保な ど、持続的な発展が可能な都市づくりを進めていきます。 (1)環境負荷を低減していく低炭素社会・循環型社会の形成 (2)豊かさを支える生物多様性保全の促進と快適な生活環境の確保 ま多 市民を主役とした地域づくりを進める 様 ○地域主導でのまちづくりを実現するために、行政主導のまちづくりから脱却し、市民自らがまちづくりに 様なさ 主体的に関っていく仕組みや環境整備を進めます。 (1)まちづくりの計画段階からの協働の促進 (2)地域ネットワークづくりの推進 体 IJ 多様な主体と行政が連携した地域づくりを進める ○多様な主体による参加活動を醸成し、協働のまちづくりの裾野の拡大と連携を図っていくとともに、市 民、企業、行政などの役割分担について見直しを進め、これまで行政が担ってきた社会資本の整備や 8 公共サービス、公益事業などについて、民間活力の導入を進めていきます。 る (1)NPOやボランティア団体との連携促進 (2)まちづくり関連事業への民間参加促進

第3部 都市空間形成の基本方向

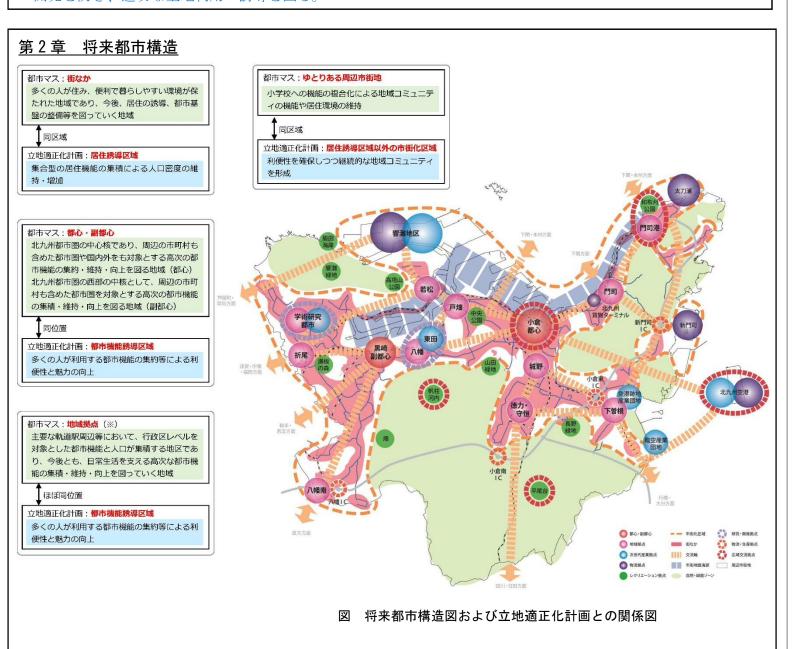
第1章 土地利用の基本方向

〇市街化区域

- ・住居系の土地利用について、新たな需要に対しては、街なかの建築物や土地を重視して、更新の遅れた街区の改善や、低・未利用地の活用などを図る。
- ・商業系の土地利用について、商業活動の増進に必要な規模を確保しながら、都市活力再生に向け、街なかの駅周 辺など、・利便性の高い区域を重視して、計画的な高度利用を図る。
- ・工業系の土地利用について、新産業や物流機能の増進を図るため、低・未利用地の有効利用を進めていく。 特に、街なかに近接する低・未利用地については、工業系以外への計画的な土地利用転換を可能にしていく。 また、次世代産業等の受け皿を、立地条件や周辺環境との調和に配慮しながら確保する。

〇市街化調整区域

市街化調整区域は原則として、市街化を抑制する区域。都市と自然が共生・調和する快適で魅力あるまちづくりを進めるため、緑地、水辺、農地、森林などの保全を図る。また、自然とふれあう場の整備や雇用創出、交流人口の拡大に貢献するなど、市の成長戦略に基づいた政策については、円滑な推進を図るとともに、無秩序な開発を防ぎ、適切な土地利用の誘導を図る。



第3部 都市空間形成の基本方向

第3章 まちのイメージ

・「街なか」「拠点」「市街地臨海部」「自然・田園ゾーン」などのそれぞれのゾーンにおいて、以下のような イメージのまちの形成を目指す。

まちづくりの方向性 イメージ図 ・多くの人が便利に永く住むこと ①住み良い「街なか」のイメージ ができ、交流が活発に行われる ・子育て世代や高齢者、働く女性 住 み良い街な も暮らしやすい ・歩いて便利に暮らせる ・街の緑や水辺のアメニティが豊 か か ②活力とにぎわいのある「街なか」の「拠点」のイメージ ・産業集積や都心居住による高度 (都心·副都心、地域拠点) 利用ができる 訪れたくなる魅力が豊か ・集中する人や車に対応できる ③都市の新しい活力や魅力を生みだす「市街地臨海部」のイメージ ・新しい産業や居住が創出される ・海辺のアメニティが豊か 市街地臨海部 ・先進的なモデルとなる特色ある 工業地域の形成 周辺市街地ゾ ④生活環境を維持していく ・ゆとりのある生活環境 「周辺市街地」のイメージ ・郊外の緑や水辺のアメニティが 豊か ⑤緑や農業など自然的環境を保全していく「自然・田園ゾーン」のイメージ ・田園環境と調和する生活環境 ・自然の緑や水辺のアメニティが 然 豊か 田 園ゾ ・計画的な土地利用による本市活 性化

図 まちのイメージ図

第4部 部門別の基本方針

・現都市マスの取組の達成状況を踏まえ、立地適正化計画及び関連計画の方針や 関連プロジェクト等との整合性を考慮しつつ作成。

土地利用➤都市機能誘導区域および居住誘導区域における取組の方針を明記 **交通施設**➤公共交通の整備方針を明記

第5部 地域別構想

・現都市マスの取組の達成状況を踏まえ、立地適正化計画及び関連計画の方針や 関連プロジェクト等との整合性を考慮しつつ、地域別のまちづくりの方向性に ついて加筆する。

第6部 今後の取組

・現都市マスの作成状況を踏まえ、既存計画の実現化方策の更新に加えて、PDCA サイクルによる計画の評価方法について加筆する。

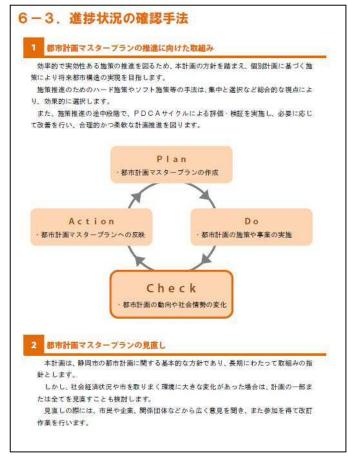


図 評価方法事例(静岡市)